教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成22年１月７日　千葉県教育委員会

１　免許状の種類（教科）及び番号
(1)　中学校教諭一種免許状（英語）
平５中一第1420号
(2)　高等学校教諭一種免許状（英語）
平５高一第1316号
２　授与年月日及び授与権者
(1)　平成６年３月21日　千葉県教育委員会
(2)　平成６年３月21日　千葉県教育委員会
３　氏名、生年月日及び本籍地
矢口　泰之　昭和44年９月29日　千葉県
４　失効年月日
平成21年10月21日
５　失効の理由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成22年１月７日　千葉県教育委員会

１　免許状の種類（教科）及び番号
(1)　中学校教諭一種免許状（地理歴史）
平15高１第16171号
(2)　高等学校教諭一種免許状（数学）
平16中二第22号
２　授与年月日及び授与権者
(1)　平成15年３月31日　東京都教育委員会
(2)　平成15年３月31日　東京都教育委員会
(3)　平成17年２月１日　千葉県教育委員会
３　氏名、生年月日及び本籍地
小南　敦史　昭和49年11月11日　千葉県
４　失効年月日
平成21年10月21日
５　失効の理由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成22年１月７日　千葉県教育委員会

１　免許状の種類（教科）及び番号
(1)　中学校教諭一種免許状（数学）
昭60中一普第1217号
(2)　高等学校教諭二級普通免許状（数学）
昭60高二普第1349号
２　授与年月日及び授与権者
(1)　昭和61年３月20日　千葉県教育委員会
(2)　昭和61年３月20日　千葉県教育委員会
３　氏名、生年月日及び本籍地
村山　義則　昭和38年２月４日　千葉県
４　失効年月日
平成21年11月18日
５　失効の理由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十二月十日
掲載頁　九十二頁（号外第二五九号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十二月十日
掲載頁　九十三頁（号外第二五九号）
平成二十二年一月七日
東京都千代田区鍛冶町二丁目一〇番七号
(甲)　コムソースワン株式会社
代表取締役　ジェイソン・リチャーズ
東京都千代田区鍛冶町二丁目一〇番七号
(乙)　コーデオス株式会社
代表取締役　ジェイソン・リチャーズ

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十一年十二月二十四日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年一月七日
東京都千代田区西神田三丁目二番一号
(甲)　社団法人電子情報技術産業協会
会長　大坪　文雄
東京都千代田区西神田三丁目二番一号
(乙)　財団法人アジア経営開発協力財団
理事長　庄司　悦彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
(乙)　計算書類の公告義務はありません。
平成二十二年一月七日
大阪市北区堂島浜二丁目二番八号
(甲)　東洋紡績株式会社
代表取締役　坂元　龍三
大阪市中央区久太郎町二丁目四番二七号
(乙)　有限会社東洋紡建物
取締役　皆川　敏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月三十日
掲載頁　一四一頁（号外第一六〇号）
平成二十二年一月七日
大阪市北区堂島浜二丁目二番八号
(甲)　東洋紡績株式会社
代表取締役　坂元　龍三
(乙)　東洋化成工業株式会社
代表取締役　青野　完治

合併公告

左記法人は、合併して甲はNの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十一年十二月二十五日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

平成二十二年一月七日
兵庫県神戸市須磨区行平町三丁目一番三一号
(甲)　財団法人ひょうご環境創造協会
理事長　黒田　進
兵庫県神戸市中央区栄町通四丁目二番一八号
(乙)　財団法人兵庫県環境クリエイトセンター
理事長　黒田　進

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十六日
掲載頁　一〇四頁（号外第一一五号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十六日
掲載頁　一一七頁（号外第一一五号）
平成二十二年一月七日
岡山県津山市高尾五七三番地の一
(甲)　日本植生株式会社
代表取締役社長　長岡　保男
鳥取県倉吉市上井三五九番地の九
(乙)　日植緑地株式会社
代表取締役社長　柴田　淳一

合併公告

左記組合は合併して甲は乙及び丙の権利義務一切を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は甲、乙及び丙の事務所に備え置いております。

以上、水産業協同組合法第六十九条第四項において準用する同法第五十三条の規定により公告します。

平成二十二年一月七日
岡山県玉野市田井五丁目四七番二号
(甲)　玉野市漁業協同組合
代表理事組合長　濱野　力
岡山県玉野市番田一〇一一番地四
(乙)　鉾立漁業協同組合
代表理事組合長　辻　昌吾
岡山県玉野市向日比二丁目一二番六号
(丙)　日比漁業協同組合
代表理事組合長　久富　益夫